

- 第 16 号議案** 品川区立就学前乳幼児教育施設条例の一部を改正する条例
- 第 17 号議案** 品川区保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 18 号議案** 品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例
- 第 34 号議案** 品川区立幼稚園条例の一部を改正する条例

1 改正理由

「地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律」ならびに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の発布に伴い規定整備を行う。

2 改正内容

- (1) 保育料算定の基準となる所得割の計算方法の特例を設ける。

区では、保育園等の保育料は住民税額により算定を行っているが、今回の法改正により、指定都市の住民税率が変更になるため、品川区と違う税率で住民税を算出している場合は、品川区で適用する住民税率により再計算を行うこととする。

- (2) 保育料の多子軽減制度の対象を拡大する。

今回の法改正により「居宅訪問型児童発達支援」が新設されることに伴い、2人以上の児童が利用している場合に多子軽減制度の対象となる施設もしくは事業所の中に、居宅訪問型児童発達支援を追加する。

3 新旧対照表

別紙「新旧対照表（案）」のとおり

4 適用日

平成 30 年 4 月 1 日

新旧対照表

○品川区立就学前乳幼児教育施設条例

新	旧
(幼児教育の実施) 第8条 区長は、幼児教育施設において、第4条第2号に規定する幼児に対し、幼児教育を実施する。 2 前項の幼児教育を実施する時間（以下「教育時間」という。）は、午前9時から午後2時までとする。ただし、区長が特に必要があると認めたときは、教育時間を変更し、またはこれを設けない日を定めることができる。 3 幼児教育施設に幼児を入園させようとする保護者は、区長に申し込み、その承認を受けなければならない。 4 区長は、前項の規定により幼児教育施設の入園の承認を受けた保護者（以下「幼児教育施設利用者」という。）から、次に掲げる入園料および幼児教育に要する費用（以下「保育料」という。）を徴収する。 (1) 入園料 幼児1人につき1万円 (2) 保育料 幼児1人につき別表第1に定める額 5 前項第2号の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に、小学校もしくは義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童がいる場合または次の各号に掲げる施設もしくは事業所のいずれかに通園し、入所し、もしくは通所し、もしくは事業所の訪問を受けている児童が2人以上いる場合における児童のうち、最年長である児童（同一年齢の児童が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第2において同じ。）以外の幼児に係る保育料は、当該幼児1人につき、別表第2に定める額とする。 (1) 幼児教育施設 (2) 法第7条第4項の教育・保育施設 (3) 法第7条第5項の地域型保育事業を行う事業所 (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第76条第2項の特別支援学校の幼稚部 (5) 児童福祉法第6条の2の2第2項の児童発達支援もしくは同条第3項の医療型児童発達支援を行う施設、<u>同条第5項の居宅訪問型児童発達支援を行う事業所</u>または同法第43条の2の児童心理治療施設（当該施設に通所	(幼児教育の実施) 第8条 区長は、幼児教育施設において、第4条第2号に規定する幼児に対し、幼児教育を実施する。 2 前項の幼児教育を実施する時間（以下「教育時間」という。）は、午前9時から午後2時までとする。ただし、区長が特に必要があると認めたときは、教育時間を変更し、またはこれを設けない日を定めることができる。 3 幼児教育施設に幼児を入園させようとする保護者は、区長に申し込み、その承認を受けなければならない。 4 区長は、前項の規定により幼児教育施設の入園の承認を受けた保護者（以下「幼児教育施設利用者」という。）から、次に掲げる入園料および幼児教育に要する費用（以下「保育料」という。）を徴収する。 (1) 入園料 幼児1人につき1万円 (2) 保育料 幼児1人につき別表第1に定める額 5 前項第2号の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に、小学校もしくは義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童がいる場合または次の各号に掲げる施設もしくは事業所のいずれかに通園し、入所し、もしくは通所している児童が2人以上いる場合における児童のうち、最年長である児童（同一年齢の児童が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第2において同じ。）以外の幼児に係る保育料は、当該幼児1人につき、別表第2に定める額とする。 (1) 幼児教育施設 (2) 法第7条第4項の教育・保育施設 (3) 法第7条第5項の地域型保育事業を行う事業所 (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第76条第2項の特別支援学校の幼稚部 (5) 児童福祉法第6条の2の2第2項の児童発達支援もしくは同条第3項の医療型児童発達支援を行う施設または同法第43条の2の児童心理治療施設（当該施設に通所する場合に限る。）

新

旧

する場合に限る。)

6 第4項第2号および前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（別表第1の第3階層に属する世帯に限る。次項において同じ。）に、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等（同一年齢の特定被監護者等が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第3および別表第4において同じ。）以外の特定被監護者等に係る保育料は、当該特定被監護者等1人につき、別表第3に定める額とする。

7 第4項第2号および前2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯のうち、要保護者等（令第4条第4項に規定する要保護者等をいう。）がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の保育料は、当該特定被監護者等1人につき、別表第4に定める額とする。

8 区長は、特に必要があると認めたときは、入園料を減額することができる。

9 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入園を断り、または退園させることができる。

(1) 幼児教育施設の管理その他の事由により入園させることが困難であると認めたとき。

(2) 保育料を2カ月以上滞納したとき。

(3) 無届欠席が1カ月以上に及んだとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、入園または在園が不相当であると認めたとき。

別表第1（第8条関係）

各月初日に在籍する幼児の属する世帯の階層区分		月額（幼児1人につき）
階層区分	定義	
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円
第2階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税非課税世帯および今年度分の区	0円

6 第4項第2号および前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（別表第1の第3階層に属する世帯に限る。次項において同じ。）に、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等（同一年齢の特定被監護者等が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第3および別表第4において同じ。）以外の特定被監護者等に係る保育料は、当該特定被監護者等1人につき、別表第3に定める額とする。

7 第4項第2号および前2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯のうち、要保護者等（令第4条第4項に規定する要保護者等をいう。）がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の保育料は、当該特定被監護者等1人につき、別表第4に定める額とする。

8 区長は、特に必要があると認めたときは、入園料を減額することができる。

9 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入園を断り、または退園させることができる。

(1) 幼児教育施設の管理その他の事由により入園させることが困難であると認めたとき。

(2) 保育料を2カ月以上滞納したとき。

(3) 無届欠席が1カ月以上に及んだとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、入園または在園が不相当であると認めたとき。

別表第1（第8条関係）

各月初日に在籍する幼児の属する世帯の階層区分		月額（幼児1人につき）
階層区分	定義	
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円
第2階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税非課税世帯および今年度分の区	0円

新				旧			
		市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯（所得割が非課税の世帯）				市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯（所得割が非課税の世帯）	
第3階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が77,100円以下である世帯		3,000円	第3階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が77,100円以下である世帯		3,000円
第4階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が77,101円以上211,200円以下である世帯		8,700円	第4階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が77,101円以上211,200円以下である世帯		8,700円
第5階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が211,201円以上232,500円以下である世帯		12,400円	第5階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が211,201円以上232,500円以下である世帯		12,400円
第6階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が232,501円以上256,300円以下である世帯		16,100円	第6階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が232,501円以上256,300円以下である世帯		16,100円
第7階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が256,301円以上803,000円以下である世帯		18,900円	第7階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が256,301円以上803,000円以下である世帯		18,900円
第8階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が803,001円以上である世帯		25,700円	第8階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が803,001円以上である世帯		25,700円
備考				備考			
1 この表において「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項および附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。以下この表において同じ。）の額をいう。 なお、地方税法第323条に規定する区市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額または均等割の額から順次控除して得た額を所				1 この表において「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項および附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。以下この表において同じ。）の額をいう。 なお、地方税法第323条に規定する区市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額または均等割の額から順次控除して得た額を所			

新	旧												
得割の額または均等割の額とする。 <u>2 この表の適用に当たっては、前号の規定にかかわらず、1月1日現在において所得割の税率が品川区特別区税条例（昭和39年品川区条例第48号）第18条に規定する税率と異なる区市町村に住所を有していた者の所得割の額は、1月1日現在において品川区に住所を有していたものとして計算する。</u> <u>3</u> 4月から8月までの期間に幼児教育施設に入園した幼児に係る4月から8月までの月分の保育料を決定する場合については、「今年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えてこの表を適用する。 別表第2（第8条関係） <table> <tr> <th>区分</th><th>月額（幼児1人につき）</th></tr> <tr> <td>小学校または義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童および第8条第5項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、<u>もしくは通所し、または事業所の訪問を受けている</u>児童のうち、最年長である児童の次に年長である幼児</td><td>別表第1に定める額に100分の50を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>その他の幼児</td><td>0円</td></tr> </table> <u>付 則</u> <u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u>	区分	月額（幼児1人につき）	小学校または義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童および第8条第5項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、 <u>もしくは通所し、または事業所の訪問を受けている</u> 児童のうち、最年長である児童の次に年長である幼児	別表第1に定める額に100分の50を乗じて得た額	その他の幼児	0円	得割の額または均等割の額とする。 <u>2</u> 4月から8月までの期間に幼児教育施設に入園した幼児に係る4月から8月までの月分の保育料を決定する場合については、「今年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えてこの表を適用する。 別表第2（第8条関係） <table> <tr> <th>区分</th><th>月額（幼児1人につき）</th></tr> <tr> <td>小学校または義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童および第8条第5項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、<u>または通所している</u>児童のうち、最年長である児童の次に年長である幼児</td><td>別表第1に定める額に100分の50を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>その他の幼児</td><td>0円</td></tr> </table>	区分	月額（幼児1人につき）	小学校または義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童および第8条第5項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、 <u>または通所している</u> 児童のうち、最年長である児童の次に年長である幼児	別表第1に定める額に100分の50を乗じて得た額	その他の幼児	0円
区分	月額（幼児1人につき）												
小学校または義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童および第8条第5項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、 <u>もしくは通所し、または事業所の訪問を受けている</u> 児童のうち、最年長である児童の次に年長である幼児	別表第1に定める額に100分の50を乗じて得た額												
その他の幼児	0円												
区分	月額（幼児1人につき）												
小学校または義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童および第8条第5項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、 <u>または通所している</u> 児童のうち、最年長である児童の次に年長である幼児	別表第1に定める額に100分の50を乗じて得た額												
その他の幼児	0円												

新旧対照表

○品川区保育の実施等に関する条例

新	旧
(費用の額の決定) 第5条 前条第1項から第3項までの規定により徴収する費用(以下「保育料」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 保育の実施または保育の措置(支援法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の区分である場合) 児童1人につき、別表第1に定める額 (2) 保育の実施または保育の措置(支援法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の区分である場合) 児童1人につき、別表第1に定める額に100分の80を乗じて得た額 (3) 幼児教育の実施 児童1人につき、別表第2に定める額 2 前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に、小学校もしくは義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童がいる場合または次の各号に掲げる施設もしくは事業所のいずれかに通園し、入所し、もしくは通所し、もしくは事業所の訪問を受けている児童が2人以上いる場合における当該児童のうち最年長である児童(同一年齢の児童が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第3において同じ。)以外の児童に係る保育料は、当該児童1人につき、別表第3に定める額とする。 (1) 支援法第7条第4項の教育・保育施設 (2) 支援法第7条第5項の地域型保育事業を行う事業所 (3) 品川区立就学前乳幼児教育施設条例(平成15年品川区条例第35号)第3条第2号の幼児教育施設 (4) 学校教育法第76条第2項の特別支援学校の幼稚部 (5) 法第6条の2の2第2項の児童発達支援もしくは同条第3項の医療型児童発達支援を行う施設、同条第5項の居宅訪問型児童発達支援を行う事業所または同法第43条の2の児童心理治療施設(当該施設に通所する場合に限る。)	(費用の額の決定) 第5条 前条第1項から第3項までの規定により徴収する費用(以下「保育料」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 保育の実施または保育の措置(支援法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の区分である場合) 児童1人につき、別表第1に定める額 (2) 保育の実施または保育の措置(支援法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の区分である場合) 児童1人につき、別表第1に定める額に100分の80を乗じて得た額 (3) 幼児教育の実施 児童1人につき、別表第2に定める額 2 前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に、小学校もしくは義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童がいる場合または次の各号に掲げる施設もしくは事業所のいずれかに通園し、入所し、もしくは通所している児童が2人以上いる場合における当該児童のうち最年長である児童(同一年齢の児童が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第3において同じ。)以外の児童に係る保育料は、当該児童1人につき、別表第3に定める額とする。 (1) 支援法第7条第4項の教育・保育施設 (2) 支援法第7条第5項の地域型保育事業を行う事業所 (3) 品川区立就学前乳幼児教育施設条例(平成15年品川区条例第35号)第3条第2号の幼児教育施設 (4) 学校教育法第76条第2項の特別支援学校の幼稚部 (5) 法第6条の2の2第2項の児童発達支援もしくは同条第3項の医療型児童発達支援を行う施設または法第43条の2の児童心理治療施設(当該施設に通所する場合に限る。)

新	旧				
3 前2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（別表第1のC階層の第2階層からD階層の第2階層（1）までに属する世帯および別表第2の第3階層に属する世帯に限る。）に、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等（同一年齢の特定被監護者等が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第4から別表第6までにおいて同じ。）以外の特定被監護者等に係る保育料は、当該特定被監護者等1人につき、別表第4に定める額とする。 4 前3項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（別表第1のC階層の第2階層からD階層の第3階層までおよび別表第2の第3階層に属する世帯に限る。）のうち、要保護者等（令第4条第4項に規定する要保護者等をいう。以下同じ。）がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の保育料は、当該特定被監護者等1人につき、別表第5に定める額とする。 5 第1項および第2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（別表第1のD階層の第4階層（1）に属する世帯に限る。）のうち、要保護者等がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の保育料は、当該特定被監護者等1人につき、別表第6に定める額とする。 （納期限） 第6条 扶養義務者は、<u>保育料</u>を指定された納期限までに納付しなければならない。 （督促および滞納処分） 第7条 区長は、扶養義務者が納期限までに<u>保育料</u>を納付しないときは、期限を指定して督促状を発しなければならない。 2 区長は、前項の規定により、保育料の督促を受けた者が指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、地方税の滞納処分の例により処分することができる。 （費用の減免） 第8条 区長は、<u>保育料</u>の納付につき、特に必要があると認めるときは、これを減額し、または免除することができる。	3 前2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（別表第1のC階層の第2階層からD階層の第2階層（1）までに属する世帯および別表第2の第3階層に属する世帯に限る。）に、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等（同一年齢の特定被監護者等が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第4から別表第6までにおいて同じ。）以外の特定被監護者等に係る保育料は、当該特定被監護者等1人につき、別表第4に定める額とする。 4 前3項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（別表第1のC階層の第2階層からD階層の第3階層までおよび別表第2の第3階層に属する世帯に限る。）のうち、要保護者等（令第4条第4項に規定する要保護者等をいう。以下同じ。）がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の保育料は、当該特定被監護者等1人につき、別表第5に定める額とする。 5 第1項および第2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（別表第1のD階層の第4階層（1）に属する世帯に限る。）のうち、要保護者等がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の保育料は、当該特定被監護者等1人につき、別表第6に定める額とする。 （納期限） 第6条 扶養義務者は、<u>保育料等</u>を指定された納期限までに納付しなければならない。 （督促および滞納処分） 第7条 区長は、扶養義務者が納期限までに<u>保育料等</u>を納付しないときは、期限を指定して督促状を発しなければならない。 2 区長は、前項の規定により、保育料の督促を受けた者が指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、地方税の滞納処分の例により処分することができる。 （費用の減免） 第8条 区長は、<u>保育料等</u>の納付につき、特に必要があると認めるときは、これを減額し、または免除することができる。				
別表第1（第5条関係） <table border="1" data-bbox="226 1362 1070 1401"> <tr> <td>各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分</td><td>月額(児童1人につ</td></tr> </table>	各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分	月額(児童1人につ	別表第1（第5条関係） <table border="1" data-bbox="1173 1362 2018 1401"> <tr> <td>各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分</td><td>月額(児童1人につ</td></tr> </table>	各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分	月額(児童1人につ
各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分	月額(児童1人につ				
各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分	月額(児童1人につ				

新							旧						
階層区分	定義			き)			階層区分	定義			き)		
				3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合					3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）			0円	0円	0円	A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）			0円	0円	0円
B階層	A階層を除き今年度分の区市町村民税非課税世帯			0円	0円	0円	B階層	A階層を除き今年度分の区市町村民税非課税世帯			0円	0円	0円
C階層	A階層を除き区市町村民税課税世帯	第1階層	今年度分の区市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	0円	0円	0円	C階層	A階層を除き区市町村民税課税世帯	第1階層	今年度分の区市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	0円	0円	0円
		第2階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が5,000円未満である世帯	3,000円	2,500円	2,500円			第2階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が5,000円未満である世帯	3,000円	2,500円	2,500円
		第3階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が5,000円以上48,700円未満である世帯	4,000円	3,500円	3,500円			第3階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が5,000円以上48,700円未満である世帯	4,000円	3,500円	3,500円
D階層		第1階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が48,700円以上50,500円未満である世帯	8,000円	6,700円	6,700円	D階層		第1階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が48,700円以上50,500円未満である世帯	8,000円	6,700円	6,700円
		第2階層（1）	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が50,500円以上57,700円未満である世帯	9,900円	8,800円	8,500円			第2階層（1）	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が50,500円以上57,700円未満である世帯	9,900円	8,800円	8,500円
		第2階層（2）	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が57,700円以上59,800円未満である世帯	9,900円	8,800円	8,500円			第2階層（2）	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が57,700円以上59,800円未満である世帯	9,900円	8,800円	8,500円
		第3階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が59,800円以上68,500円未満である世帯	11,200円	11,100円	11,000円			第3階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が59,800円以上68,500円未満である世帯	11,200円	11,100円	11,000円
		第4階層（1）	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が68,500円以上77,101円未満である世帯	18,400円	13,000円	12,900円			第4階層（1）	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が68,500円以上77,101円未満である世帯	18,400円	13,000円	12,900円

新								旧							
			第4 階層 (2)	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が77,101円以上 88,600円未満である世帯	18,40 0円	13,00 0円	12,90 0円				第4 階層 (2)	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が77,101円以上 88,600円未満である世帯	18,40 0円	13,00 0円	12,90 0円
			第5 階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が88,600円以上 108,600円未満である世帯	22,80 0円	15,20 0円	15,00 0円				第5 階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が88,600円以上 108,600円未満である世帯	22,80 0円	15,20 0円	15,00 0円
			第6 階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が108,600円以上 128,500円未満である世帯	25,80 0円	17,10 0円	17,00 0円				第6 階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が108,600円以上 128,500円未満である世帯	25,80 0円	17,10 0円	17,00 0円
			第7 階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が128,500円以上 148,600円未満である世帯	28,30 0円	18,90 0円	18,80 0円				第7 階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が128,500円以上 148,600円未満である世帯	28,30 0円	18,90 0円	18,80 0円
			第8 階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が148,600円以上 171,600円未満である世帯	30,50 0円	20,30 0円	20,20 0円				第8 階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が148,600円以上 171,600円未満である世帯	30,50 0円	20,30 0円	20,20 0円
			第9 階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が171,600円以上 204,900円未満である世帯	33,00 0円	21,80 0円	21,50 0円				第9 階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が171,600円以上 204,900円未満である世帯	33,00 0円	21,80 0円	21,50 0円
			第10 階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が204,900円以上 228,800円未満である世帯	35,00 0円	23,40 0円	21,50 0円				第10 階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が204,900円以上 228,800円未満である世帯	35,00 0円	23,40 0円	21,50 0円
			第11 階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が228,800円以上 252,900円未満である世帯	37,10 0円	24,80 0円	21,50 0円				第11 階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が228,800円以上 252,900円未満である世帯	37,10 0円	24,80 0円	21,50 0円
			第12 階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が252,900円以上 276,800円未満である世帯	39,00 0円	25,90 0円	21,50 0円				第12 階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が252,900円以上 276,800円未満である世帯	39,00 0円	25,90 0円	21,50 0円
			第13 階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が276,800円以上 300,800円未満である世帯	41,00 0円	27,10 0円	21,50 0円				第13 階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が276,800円以上 300,800円未満である世帯	41,00 0円	27,10 0円	21,50 0円
			第14 階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が300,800円以上 322,000円未満である世帯	42,90 0円	27,10 0円	21,50 0円				第14 階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が300,800円以上 322,000円未満である世帯	42,90 0円	27,10 0円	21,50 0円

新								旧							
			第15 階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が322,000円以上338,000円未満である世帯	44,60 0円	27,10 0円	21,50 0円				第15 階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が322,000円以上338,000円未満である世帯	44,60 0円	27,10 0円	21,50 0円
			第16 階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が338,000円以上354,000円未満である世帯	48,00 0円	28,20 0円	22,40 0円				第16 階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が338,000円以上354,000円未満である世帯	48,00 0円	28,20 0円	22,40 0円
			第17 階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が354,000円以上370,000円未満である世帯	49,90 0円	28,20 0円	22,40 0円				第17 階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が354,000円以上370,000円未満である世帯	49,90 0円	28,20 0円	22,40 0円
			第18 階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が370,000円以上440,200円未満である世帯	54,20 0円	28,20 0円	22,40 0円				第18 階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が370,000円以上440,200円未満である世帯	54,20 0円	28,20 0円	22,40 0円
			第19 階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が440,200円以上500,200円未満である世帯	61,00 0円	28,20 0円	22,40 0円				第19 階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が440,200円以上500,200円未満である世帯	61,00 0円	28,20 0円	22,40 0円
			第20 階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が500,200円以上560,200円未満である世帯	66,90 0円	28,20 0円	22,40 0円				第20 階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が500,200円以上560,200円未満である世帯	66,90 0円	28,20 0円	22,40 0円
			第21 階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が560,200円以上665,000円未満である世帯	71,80 0円	28,20 0円	22,40 0円				第21 階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が560,200円以上665,000円未満である世帯	71,80 0円	28,20 0円	22,40 0円
			第22 階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が665,000円以上772,600円未満である世帯	74,30 0円	30,80 0円	24,90 0円				第22 階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が665,000円以上772,600円未満である世帯	74,30 0円	30,80 0円	24,90 0円
			第23 階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が772,600円以上887,500円未満である世帯	76,40 0円	34,20 0円	28,30 0円				第23 階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が772,600円以上887,500円未満である世帯	76,40 0円	34,20 0円	28,30 0円
			第24 階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が887,500円以上1,031,300円未満である世帯	76,90 0円	35,50 0円	30,00 0円				第24 階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が887,500円以上1,031,300円未満である世帯	76,90 0円	35,50 0円	30,00 0円
			第25 階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が1,031,300円以上である世帯	77,50 0円	36,80 0円	31,60 0円				第25 階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が1,031,300円以上である世帯	77,50 0円	36,80 0円	31,60 0円

新	旧																												
備考 1 この表<u>および次表</u>において「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項および附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。以下同じ。）の額をいう。 なお、地方税法第323条に規定する区市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額または均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額または均等割の額とする。 <u>2 この表および次表の適用に当たっては、前号の規定にかかわらず、1月1日現在において所得割の税率が品川区特別区税条例（昭和39年品川区条例第48号）第18条に規定する税率と異なる区市町村に住所を有していた者の所得割の額は、1月1日現在において品川区に住所を有していたものとして計算する。</u> <u>3</u> 3歳未満児および3歳児として入所した児童については、当該年度中は、同一年齢とみなしてこの表を適用する。 <u>4</u> 4月から8月までの月分の保育料を決定する場合については、「今年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えてこの表<u>および次表</u>を適用する。	備考 1 この表において「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項および附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。以下同じ。）の額をいう。 なお、地方税法第323条に規定する区市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額または均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額または均等割の額とする。 <u>2</u> 3歳未満児および3歳児として入所した児童については、当該年度中は、同一年齢とみなしてこの表を適用する。 <u>3</u> 4月から8月までの月分の保育料を決定する場合については、「今年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えてこの表を適用する。																												
別表第2（第5条関係）	別表第2（第5条関係）																												
<table><tr><th colspan="2">各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分</th><th rowspan="2">月額（児童1人につき）</th></tr><tr><th>階層区分</th><th>定義</th></tr><tr><td>第1階層</td><td>生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）</td><td>0円</td></tr><tr><td>第2階層</td><td>第1階層を除き今年度分の区市町村民税非課税世帯および今年度分の区市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯（所得割が非課税の世帯）</td><td>0円</td></tr><tr><td>第3階層</td><td>第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が77,100円以下である世帯</td><td>3,000円</td></tr></table>	各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		月額（児童1人につき）	階層区分	定義	第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円	第2階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税非課税世帯および今年度分の区市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯（所得割が非課税の世帯）	0円	第3階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が77,100円以下である世帯	3,000円	<table><tr><th colspan="2">各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分</th><th rowspan="2">月額（児童1人につき）</th></tr><tr><th>階層区分</th><th>定義</th></tr><tr><td>第1階層</td><td>生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）</td><td>0円</td></tr><tr><td>第2階層</td><td>第1階層を除き今年度分の区市町村民税非課税世帯および今年度分の区市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯（所得割が非課税の世帯）</td><td>0円</td></tr><tr><td>第3階層</td><td>第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が77,100円以下である世帯</td><td>3,000円</td></tr></table>	各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		月額（児童1人につき）	階層区分	定義	第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円	第2階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税非課税世帯および今年度分の区市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯（所得割が非課税の世帯）	0円	第3階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が77,100円以下である世帯	3,000円
各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		月額（児童1人につき）																											
階層区分	定義																												
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円																											
第2階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税非課税世帯および今年度分の区市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯（所得割が非課税の世帯）	0円																											
第3階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が77,100円以下である世帯	3,000円																											
各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		月額（児童1人につき）																											
階層区分	定義																												
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円																											
第2階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税非課税世帯および今年度分の区市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯（所得割が非課税の世帯）	0円																											
第3階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が77,100円以下である世帯	3,000円																											

新		
第4階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が77,101円以上211,200円以下である世帯	8,400円
第5階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が211,201円以上232,500円以下である世帯	11,200円
第6階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が232,501円以上256,300円以下である世帯	14,200円
第7階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が256,301円以上である世帯	16,000円

(削除)

(削除)

(削除)

別表第3（第5条関係）

区分	月額（児童1人につき）
小学校または義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童および第5条第2項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、もしくは通所し、または事業所の訪問を受けている児童のうち、最年長である児童の次に年長である児童	別表第1に定める額（第5条第1項第2号に掲げる区分に該当する場合にあつては、同号に定める額とする。）または別表第2に定める額に100分の50を乗じて得た額
その他の児童	0円

旧		
第4階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が77,101円以上211,200円以下である世帯	8,400円
第5階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が211,201円以上232,500円以下である世帯	11,200円
第6階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が232,501円以上256,300円以下である世帯	14,200円
第7階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が256,301円以上である世帯	16,000円

備考

1 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割の額をいう。
なお、地方税法第323条に規定する区市町村民税の減免があつた場合は、その額を所得割の額または均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額または均等割の額とする。

2 4月から8月までの月分の保育料を決定する場合については、「今年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えてこの表を適用する。

別表第3（第5条関係）

区分	月額（児童1人につき）
小学校または義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童および第5条第2項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、または通所している児童のうち、最年長である児童の次に年長である児童	別表第1に定める額（第5条第1項第2号に掲げる区分に該当する場合にあつては、同号に定める額とする。）または別表第2に定める額に100分の50を乗じて得た額
その他の児童	0円

新	旧
<u>付 則</u> <u>この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。</u>	

新旧対照表

○品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例

新	旧
(利用者負担額) 第3条 利用者負担額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 法第27条第1項もしくは法第28条第1項第1号の規定により1号認定子どもが私立認定こども園および私立幼稚園から特定教育を受けた場合、同項第3号の規定により2号認定子どもが私立幼稚園から特別利用教育を受けた場合または法第30条第1項第2号の規定により1号認定子どもが特定地域型保育事業者から特別利用地域型保育を受けた場合 児童1人につき、別表第1に定める額 (2) 法第27条第1項もしくは法第28条第1項第1号の規定により2号認定子どももしくは3号認定子どもが私立認定こども園から特定保育を受けた場合、法第29条第1項もしくは第30条第1項第1号の規定により3号認定子どもが特定居宅訪問型事業者もしくは特定保育所型事業所内保育事業者（以下「特定居宅訪問型事業者等」という。）から特定地域型保育を受けた場合または同項第3号の規定により2号認定子どもが特定居宅訪問型事業者等から特定利用地域型保育を受けた場合 アまたはイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアまたはイの金額 ア 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分である場合 児童1人につき、別表第2に定める額 イ 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分である場合 児童1人につき、別表第2に定める額に100分の80を乗じて得た額 (3) 法第29条第1項もしくは第30条第1項第1号の規定により3号認定子どもが特定家庭的保育事業者、特定小規模保育事業者または特定小規模型事業所内保育事業者（以下「特定家庭的保育事業者等」という。）から特定地域型保育を受けた場合または同項第3号の規定により2号認定子どもが特定家庭的保育事業者等から特定利用地域型保育を受けた場合 アまた	(利用者負担額) 第3条 利用者負担額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 法第27条第1項もしくは法第28条第1項第1号の規定により1号認定子どもが私立認定こども園および私立幼稚園から特定教育を受けた場合、同項第3号の規定により2号認定子どもが私立幼稚園から特別利用教育を受けた場合または法第30条第1項第2号の規定により1号認定子どもが特定地域型保育事業者から特別利用地域型保育を受けた場合 児童1人につき、別表第1に定める額 (2) 法第27条第1項もしくは法第28条第1項第1号の規定により2号認定子どももしくは3号認定子どもが私立認定こども園から特定保育を受けた場合、法第29条第1項もしくは第30条第1項第1号の規定により3号認定子どもが特定居宅訪問型事業者もしくは特定保育所型事業所内保育事業者（以下「特定居宅訪問型事業者等」という。）から特定地域型保育を受けた場合または同項第3号の規定により2号認定子どもが特定居宅訪問型事業者等から特定利用地域型保育を受けた場合 アまたはイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアまたはイの金額 ア 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分である場合 児童1人につき、別表第2に定める額 イ 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分である場合 児童1人につき、別表第2に定める額に100分の80を乗じて得た額 (3) 法第29条第1項もしくは第30条第1項第1号の規定により3号認定子どもが特定家庭的保育事業者、特定小規模保育事業者または特定小規模型事業所内保育事業者（以下「特定家庭的保育事業者等」という。）から特定地域型保育を受けた場合または同項第3号の規定により2号認定子どもが特定家庭的保育事業者等から特定利用地域型保育を受けた場合 アまた

新	旧
はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアまたはイの金額 ア 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分である場合 児童1人につき、別表第3に定める額 イ 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分である場合 児童1人につき、別表第3に定める額に100分の80を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。） 2 前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に、小学校または義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童がいる場合または次の各号に掲げる施設もしくは事業所のいずれかに通園し、入所し、もしくは通所し、もしくは事業所の訪問を受けている児童が2人以上いる場合における児童のうち、最年長である児童（同一年齢の児童が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第4において同じ。）以外の児童に係る利用者負担額は、当該児童1人につき、別表第4に定める額とする。 (1) 教育・保育施設 (2) 地域型保育事業を行う事業所 (3) 品川区立就学前乳幼児教育施設条例（平成15年品川区条例第35号）第3条第2号の幼児教育施設 (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第76条第2項の特別支援学校の幼稚部 (5) 児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を行う施設、<u>居宅訪問型児童発達支援を行う事業所</u>または児童心理治療施設（当該施設に通所する場合に限る。） 3 前2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（特別利用教育、特定保育もしくは特定利用地域型保育を受けた2号認定子どもにあっては別表第1の第3階層(1)、別表第2のC階層の第2階層からD階層の第2階層(1)までおよび別表第3のC階層の第2階層からD階層の第2階層(1)までに属する世帯、特定保育もしくは特定地域型保育を受けた3号認定子どもにあっては別表第2のC階層の第2階層からD階層の第2階層(1)までおよび別表第3のC階層の第2階層からD階層の第2階層(1)までに属する世帯または特定教育もしくは特別利用地域型保育を受けた1号認定子どもにあっては別表	はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアまたはイの金額 ア 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分である場合 児童1人につき、別表第3に定める額 イ 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分である場合 児童1人につき、別表第3に定める額に100分の80を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。） 2 前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に、小学校または義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童がいる場合または次の各号に掲げる施設もしくは事業所のいずれかに通園し、入所し、もしくは通所している児童が2人以上いる場合における児童のうち、最年長である児童（同一年齢の児童が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第4において同じ。）以外の児童に係る利用者負担額は、当該児童1人につき、別表第4に定める額とする。 (1) 教育・保育施設 (2) 地域型保育事業を行う事業所 (3) 品川区立就学前乳幼児教育施設条例（平成15年品川区条例第35号）第3条第2号の幼児教育施設 (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第76条第2項の特別支援学校の幼稚部 (5) 児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を行う施設または児童心理治療施設（当該施設に通所する場合に限る。） 3 前2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（特別利用教育、特定保育もしくは特定利用地域型保育を受けた2号認定子どもにあっては別表第1の第3階層(1)、別表第2のC階層の第2階層からD階層の第2階層(1)までおよび別表第3のC階層の第2階層からD階層の第2階層(1)までに属する世帯、特定保育もしくは特定地域型保育を受けた3号認定子どもにあっては別表第2のC階層の第2階層からD階層の第2階層(1)までおよび別表第3のC階層の第2階層からD階層の第2階層(1)までに属する世帯または特定教育もしくは特別利用地域型保育を受けた1号認定子どもにあっては別表

新	旧																								
第1の第3階層(1)および第3階層(2)に属する世帯に限る。)に、特定被監護者等が2人以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等(同一年齢の特定被監護者等が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。次項および別表第5から別表第8までにおいて同じ。)以外の特定被監護者等に係る利用者負担額は、当該特定被監護者等1人につき、別表第5に定める額とする。 4 第1項および第2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯(別表第1の第2階層に属する世帯に限る。)に、特定被監護者等が2人以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等以外の特定被監護者等に係る利用者負担額は、0円とする。 5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、生計を一にする世帯(別表第2のC階層の第2階層からD階層の第3階層までおよび別表第3のC階層の第2階層からD階層の第4階層(1)までに属する世帯に限る。)のうち、要保護者等がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の利用者負担額は、当該特定被監護者等1人につき、別表第6に定める額とする。 6 第1項、第2項および第4項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯(別表第1の第2階層に属する世帯に限る。)のうち、要保護者等がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の利用者負担額は、0円とする。 7 第1項から第3項までの規定にかかわらず、生計を一にする世帯(別表第1の第3階層(1)および第3階層(2)に属する世帯に限る。)のうち、要保護者等がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の利用者負担額は、当該特定被監護者等1人につき、別表第7に定める額とする。 8 第1項および第2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯(別表第2のD階層の第4階層(1)に属する世帯に限る。)のうち、要保護者等がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の利用者負担額は、当該特定被監護者等1人につき、別表第8に定める額とする。	第1の第3階層(1)および第3階層(2)に属する世帯に限る。)に、特定被監護者等が2人以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等(同一年齢の特定被監護者等が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。次項および別表第5から別表第8までにおいて同じ。)以外の特定被監護者等に係る利用者負担額は、当該特定被監護者等1人につき、別表第5に定める額とする。 4 第1項および第2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯(別表第1の第2階層に属する世帯に限る。)に、特定被監護者等が2人以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等以外の特定被監護者等に係る利用者負担額は、0円とする。 5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、生計を一にする世帯(別表第2のC階層の第2階層からD階層の第3階層までおよび別表第3のC階層の第2階層からD階層の第4階層(1)までに属する世帯に限る。)のうち、要保護者等がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の利用者負担額は、当該特定被監護者等1人につき、別表第6に定める額とする。 6 第1項、第2項および第4項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯(別表第1の第2階層に属する世帯に限る。)のうち、要保護者等がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の利用者負担額は、0円とする。 7 第1項から第3項までの規定にかかわらず、生計を一にする世帯(別表第1の第3階層(1)および第3階層(2)に属する世帯に限る。)のうち、要保護者等がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の利用者負担額は、当該特定被監護者等1人につき、別表第7に定める額とする。 8 第1項および第2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯(別表第2のD階層の第4階層(1)に属する世帯に限る。)のうち、要保護者等がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の利用者負担額は、当該特定被監護者等1人につき、別表第8に定める額とする。																								
別表第1 (第3条関係)	別表第1 (第3条関係)																								
<table><tr><th colspan="2">各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分</th><th>月額(児童1人につき)</th></tr><tr><th>階層区分</th><th>定義</th><th></th></tr><tr><td>第1階層</td><td>生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)</td><td>0円</td></tr><tr><td>第2階層</td><td>第1階層を除き今年度分の区市町村民税非</td><td>3,000円</td></tr></table>	各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		月額(児童1人につき)	階層区分	定義		第1階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0円	第2階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税非	3,000円	<table><tr><th colspan="2">各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分</th><th>月額(児童1人につき)</th></tr><tr><th>階層区分</th><th>定義</th><th></th></tr><tr><td>第1階層</td><td>生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)</td><td>0円</td></tr><tr><td>第2階層</td><td>第1階層を除き今年度分の区市町村民税非</td><td>3,000円</td></tr></table>	各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		月額(児童1人につき)	階層区分	定義		第1階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0円	第2階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税非	3,000円
各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		月額(児童1人につき)																							
階層区分	定義																								
第1階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0円																							
第2階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税非	3,000円																							
各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		月額(児童1人につき)																							
階層区分	定義																								
第1階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0円																							
第2階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税非	3,000円																							

新				旧			
		課税世帯および今年度分の区市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）				課税世帯および今年度分の区市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	
第3階層 (1)	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯であって、所得割が57,699円以下である世帯	14,100円		第3階層 (1)	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯であって、所得割が57,699円以下である世帯	14,100円	
第3階層 (2)	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯であって、所得割が57,700円以上77,100円以下である世帯	14,100円		第3階層 (2)	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯であって、所得割が57,700円以上77,100円以下である世帯	14,100円	
第4階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯であって、所得割が77,101円以上211,200円以下である世帯	20,500円		第4階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯であって、所得割が77,101円以上211,200円以下である世帯	20,500円	
第5階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯であって、所得割が211,201円以上である世帯	25,700円		第5階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯であって、所得割が211,201円以上である世帯	25,700円	
備考				備考			
1 この表、<u>次表および別表第3</u>において「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項および附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。以下同じ。）の額をいう。 なお、地方税法第323条に規定する区市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額または均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額または均等割の額とする。 <u>2 この表、次表および別表第3の適用に当たっては、前号の規定にかかわらず、1月1日現在において所得割の税率が品川区特別区税条例（昭和39年条例第48号）第18条に規定する税率と異なる区市町村に住所を有していた者の所得割の額は、1月1日現在において品川区に住所を有していたものとして計算する。</u> <u>3</u> 4月から8月までの月分の利用者負担額を決定する場合については、「今年度分」とあるのは「前年度分」と読み替えてこの表、<u>次表および別表第3</u>を適用する。				1 この表において「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項および附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。以下同じ。）の額をいう。 なお、地方税法第323条に規定する区市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額または均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額または均等割の額とする。 <u>2</u> 4月から8月までの月分の利用者負担額を決定する場合については、「今年度分」とあるのは「前年度分」と読み替えてこの表を適用する。			

新							旧						
別表第2（第3条関係）							別表第2（第3条関係）						
各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		月額（児童1人につき）					各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		月額（児童1人につき）				
階層区分	定義		3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合		階層区分	定義		3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合	
A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）		0円	0円	0円		A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）		0円	0円	0円	
B階層	A階層を除き今年度分の区市町村民税非課税世帯		0円	0円	0円		B階層	A階層を除き今年度分の区市町村民税非課税世帯		0円	0円	0円	
C階層	A階層を除き区市町村民税課税世帯	第1階層	今年度分の区市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	0円	0円	0円	C階層	A階層を除き区市町村民税課税世帯	第1階層	今年度分の区市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	0円	0円	0円
		第2階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が5,000円未満である世帯	3,000円	2,500円	2,500円			第2階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が5,000円未満である世帯	3,000円	2,500円	2,500円
		第3階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が5,000円以上48,700円未満である世帯	4,000円	3,500円	3,500円			第3階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が5,000円以上48,700円未満である世帯	4,000円	3,500円	3,500円
D階層		第1階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が48,700円以上50,500円未満である世帯	8,000円	6,700円	6,700円	D階層		第1階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が48,700円以上50,500円未満である世帯	8,000円	6,700円	6,700円
		第2階層（1）	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が50,500円以上57,700円未満で	9,900円	8,800円	8,500円			第2階層（1）	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が50,500円以上57,700円未満で	9,900円	8,800円	8,500円

新								旧							
				ある世帯								ある世帯			
		第2階層 (2)	今年度分の区市町村 住民税のうちの所得割が57,700円以上59,800円未満である世帯	9,900円	8,800円	8,500円				第2階層 (2)	今年度分の区市町村 住民税のうちの所得割が57,700円以上59,800円未満である世帯	9,900円	8,800円	8,500円	
		第3階層	今年度分の区市町村 住民税のうちの所得割が59,800円以上68,500円未満である世帯	11,200円	11,100円	11,000円				第3階層	今年度分の区市町村 住民税のうちの所得割が59,800円以上68,500円未満である世帯	11,200円	11,100円	11,000円	
		第4階層 (1)	今年度分の区市町村 住民税のうちの所得割が68,500円以上77,101円未満である世帯	18,400円	13,000円	12,900円				第4階層 (1)	今年度分の区市町村 住民税のうちの所得割が68,500円以上77,101円未満である世帯	18,400円	13,000円	12,900円	
		第4階層 (2)	今年度分の区市町村 住民税のうちの所得割が77,101円以上88,600円未満である世帯	18,400円	13,000円	12,900円				第4階層 (2)	今年度分の区市町村 住民税のうちの所得割が77,101円以上88,600円未満である世帯	18,400円	13,000円	12,900円	
		第5階層	今年度分の区市町村 住民税のうちの所得割が88,600円以上108,600円未満である世帯	22,800円	15,200円	15,000円				第5階層	今年度分の区市町村 住民税のうちの所得割が88,600円以上108,600円未満である世帯	22,800円	15,200円	15,000円	
		第6階層	今年度分の区市町村 住民税のうちの所得割が108,600円以上128,500円未満である世帯	25,800円	17,100円	17,000円				第6階層	今年度分の区市町村 住民税のうちの所得割が108,600円以上128,500円未満である世帯	25,800円	17,100円	17,000円	
		第7階層	今年度分の区市町村 住民税のうちの所得割が128,500円以上148,500円未満である世帯	28,300円	18,900円	18,800円				第7階層	今年度分の区市町村 住民税のうちの所得割が128,500円以上148,500円未満である世帯	28,300円	18,900円	18,800円	

新								旧							
				得割が128,500円以上148,600円未満である世帯									得割が128,500円以上148,600円未満である世帯		
			第8階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が148,600円以上171,600円未満である世帯	30,500円	20,300円	20,200円				第8階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が148,600円以上171,600円未満である世帯	30,500円	20,300円	20,200円
			第9階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が171,600円以上204,900円未満である世帯	33,000円	21,800円	21,500円				第9階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が171,600円以上204,900円未満である世帯	33,000円	21,800円	21,500円
			第10階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が204,900円以上228,800円未満である世帯	35,000円	23,400円	21,500円				第10階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が204,900円以上228,800円未満である世帯	35,000円	23,400円	21,500円
			第11階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が228,800円以上252,900円未満である世帯	37,100円	24,800円	21,500円				第11階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が228,800円以上252,900円未満である世帯	37,100円	24,800円	21,500円
			第12階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が252,900円以上276,800円未満である世帯	39,000円	25,900円	21,500円				第12階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が252,900円以上276,800円未満である世帯	39,000円	25,900円	21,500円
			第13階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が276,800円以上300,800円未満である世帯	41,000円	27,100円	21,500円				第13階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が276,800円以上300,800円未満である世帯	41,000円	27,100円	21,500円

新								旧							
			第14 階層	今年度分の区市町 村民税のうちの所 得割が300,800円以 上322,000円未満で ある世帯	42,900 円	27,100 円	21,500 円				第14 階層	今年度分の区市町 村民税のうちの所 得割が300,800円以 上322,000円未満で ある世帯	42,900 円	27,100 円	21,500 円
			第15 階層	今年度分の区市町 村民税のうちの所 得割が322,000円以 上338,000円未満で ある世帯	44,600 円	27,100 円	21,500 円				第15 階層	今年度分の区市町 村民税のうちの所 得割が322,000円以 上338,000円未満で ある世帯	44,600 円	27,100 円	21,500 円
			第16 階層	今年度分の区市町 村民税のうちの所 得割が338,000円以 上354,000円未満で ある世帯	48,000 円	28,200 円	22,400 円				第16 階層	今年度分の区市町 村民税のうちの所 得割が338,000円以 上354,000円未満で ある世帯	48,000 円	28,200 円	22,400 円
			第17 階層	今年度分の区市町 村民税のうちの所 得割が354,000円以 上370,000円未満で ある世帯	49,900 円	28,200 円	22,400 円				第17 階層	今年度分の区市町 村民税のうちの所 得割が354,000円以 上370,000円未満で ある世帯	49,900 円	28,200 円	22,400 円
			第18 階層	今年度分の区市町 村民税のうちの所 得割が370,000円以 上440,200円未満で ある世帯	54,200 円	28,200 円	22,400 円				第18 階層	今年度分の区市町 村民税のうちの所 得割が370,000円以 上440,200円未満で ある世帯	54,200 円	28,200 円	22,400 円
			第19 階層	今年度分の区市町 村民税のうちの所 得割が440,200円以 上500,200円未満で ある世帯	61,000 円	28,200 円	22,400 円				第19 階層	今年度分の区市町 村民税のうちの所 得割が440,200円以 上500,200円未満で ある世帯	61,000 円	28,200 円	22,400 円
			第20 階層	今年度分の区市町 村民税のうちの所 得割が500,200円以	66,900 円	28,200 円	22,400 円				第20 階層	今年度分の区市町 村民税のうちの所 得割が500,200円以	66,900 円	28,200 円	22,400 円

新								旧							
				上560,200円未満である世帯								上560,200円未満である世帯			
			第21階層	今年度分の区市町村 民税のうちの所得割が560,200円以上665,000円未満である世帯	71,800 円	28,200 円	22,400 円				第21階層	今年度分の区市町村 民税のうちの所得割が560,200円以上665,000円未満である世帯	71,800 円	28,200 円	22,400 円
			第22階層	今年度分の区市町村 民税のうちの所得割が665,000円以上772,600円未満である世帯	74,300 円	30,800 円	24,900 円				第22階層	今年度分の区市町村 民税のうちの所得割が665,000円以上772,600円未満である世帯	74,300 円	30,800 円	24,900 円
			第23階層	今年度分の区市町村 民税のうちの所得割が772,600円以上887,500円未満である世帯	76,400 円	34,200 円	28,300 円				第23階層	今年度分の区市町村 民税のうちの所得割が772,600円以上887,500円未満である世帯	76,400 円	34,200 円	28,300 円
			第24階層	今年度分の区市町村 民税のうちの所得割が887,500円以上1,031,300円未満である世帯	76,900 円	35,500 円	30,000 円				第24階層	今年度分の区市町村 民税のうちの所得割が887,500円以上1,031,300円未満である世帯	76,900 円	35,500 円	30,000 円
			第25階層	今年度分の区市町村 民税のうちの所得割が1,031,300円以上である世帯	77,500 円	36,800 円	31,600 円				第25階層	今年度分の区市町村 民税のうちの所得割が1,031,300円以上である世帯	77,500 円	36,800 円	31,600 円
(削除)								備考							
(削除)															
								1 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割の額をいう。 なお、地方税法第323条に規定する区市町村民税の減免があった場合は、その額を所得割の額または均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額または均等割の額とする。							

新

備考

3歳未満児および3歳児として入所した児童については、当該年度中は、同一年齢とみなしてこの表および次表を適用する。

別表第3（第3条関係）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分				月額（児童1人につき）		
階層区分	定義			3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合
A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）			0円	0円	0円
B階層	A階層を除き今年度分の区市町村民税非課税世帯			0円	0円	0円
C階層	A階層を除き区市町村民税課税世帯	第1階層	今年度分の区市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	0円	0円	0円
		第2階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が5,000円未満である世帯	2,400円	2,000円	2,000円
		第3階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が5,000円以上48,700円未満である世帯	3,200円	2,800円	2,800円
D階層		第1階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が48,700円以上50,500円未満である世帯	6,400円	5,360円	5,360円
		第2	今年度分の区市町	7,920円	7,040円	6,800円

旧

2

3歳未満児および3歳児として入所した児童については、当該年度中は、同一年齢とみなしてこの表を適用する。

別表第3（第3条関係）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分				月額（児童1人につき）		
階層区分	定義			3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合
A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）			0円	0円	0円
B階層	A階層を除き今年度分の区市町村民税非課税世帯			0円	0円	0円
C階層	A階層を除き区市町村民税課税世帯	第1階層	今年度分の区市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	0円	0円	0円
		第2階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が5,000円未満である世帯	2,400円	2,000円	2,000円
		第3階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が5,000円以上48,700円未満である世帯	3,200円	2,800円	2,800円
D階層		第1階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が48,700円以上50,500円未満である世帯	6,400円	5,360円	5,360円
		第2	今年度分の区市町	7,920円	7,040円	6,800円

新								旧							
			階層 (1)	村民税のうちの所得割が50,500円以上57,700円未満である世帯							階層 (1)	村民税のうちの所得割が50,500円以上57,700円未満である世帯			
			第2階層 (2)	今年度分の区市町村村民税のうちの所得割が57,700円以上59,800円未満である世帯	7,920円	7,040円	6,800円				第2階層 (2)	今年度分の区市町村村民税のうちの所得割が57,700円以上59,800円未満である世帯	7,920円	7,040円	6,800円
			第3階層	今年度分の区市町村村民税のうちの所得割が59,800円以上68,500円未満である世帯	8,960円	8,880円	8,800円				第3階層	今年度分の区市町村村民税のうちの所得割が59,800円以上68,500円未満である世帯	8,960円	8,880円	8,800円
			第4階層 (1)	今年度分の区市町村村民税のうちの所得割が68,500円以上77,101円未満である世帯	14,720円	10,400円	10,320円				第4階層 (1)	今年度分の区市町村村民税のうちの所得割が68,500円以上77,101円未満である世帯	14,720円	10,400円	10,320円
			第4階層 (2)	今年度分の区市町村村民税のうちの所得割が77,101円以上88,600円未満である世帯	14,720円	10,400円	10,320円				第4階層 (2)	今年度分の区市町村村民税のうちの所得割が77,101円以上88,600円未満である世帯	14,720円	10,400円	10,320円
			第5階層	今年度分の区市町村村民税のうちの所得割が88,600円以上108,600円未満である世帯	18,240円	12,160円	12,000円				第5階層	今年度分の区市町村村民税のうちの所得割が88,600円以上108,600円未満である世帯	18,240円	12,160円	12,000円
			第6階層	今年度分の区市町村村民税のうちの所得割が108,600円以上128,500円未満である世帯	20,640円	13,680円	13,600円				第6階層	今年度分の区市町村村民税のうちの所得割が108,600円以上128,500円未満である世帯	20,640円	13,680円	13,600円

新								旧							
				ある世帯								ある世帯			
		第7 階層	今年度分の区市町 村民税のうちの所 得割が128,500円以 上148,600円未満で ある世帯	22,640 円	15,120 円	15,040 円				第7 階層	今年度分の区市町 村民税のうちの所 得割が128,500円以 上148,600円未満で ある世帯	22,640 円	15,120 円	15,040 円	
		第8 階層	今年度分の区市町 村民税のうちの所 得割が148,600円以 上171,600円未満で ある世帯	24,400 円	16,240 円	16,160 円				第8 階層	今年度分の区市町 村民税のうちの所 得割が148,600円以 上171,600円未満で ある世帯	24,400 円	16,240 円	16,160 円	
		第9 階層	今年度分の区市町 村民税のうちの所 得割が171,600円以 上204,900円未満で ある世帯	26,400 円	17,440 円	17,200 円				第9 階層	今年度分の区市町 村民税のうちの所 得割が171,600円以 上204,900円未満で ある世帯	26,400 円	17,440 円	17,200 円	
		第10 階層	今年度分の区市町 村民税のうちの所 得割が204,900円以 上228,800円未満で ある世帯	28,000 円	18,720 円	17,200 円				第10 階層	今年度分の区市町 村民税のうちの所 得割が204,900円以 上228,800円未満で ある世帯	28,000 円	18,720 円	17,200 円	
		第11 階層	今年度分の区市町 村民税のうちの所 得割が228,800円以 上252,900円未満で ある世帯	29,680 円	19,840 円	17,200 円				第11 階層	今年度分の区市町 村民税のうちの所 得割が228,800円以 上252,900円未満で ある世帯	29,680 円	19,840 円	17,200 円	
		第12 階層	今年度分の区市町 村民税のうちの所 得割が252,900円以 上276,800円未満で ある世帯	31,200 円	20,720 円	17,200 円				第12 階層	今年度分の区市町 村民税のうちの所 得割が252,900円以 上276,800円未満で ある世帯	31,200 円	20,720 円	17,200 円	
		第13 階層	今年度分の区市町 村民税のうちの所	32,800 円	21,680 円	17,200 円				第13 階層	今年度分の区市町 村民税のうちの所	32,800 円	21,680 円	17,200 円	

新								旧							
				得割が276,800円以上300,800円未満である世帯									得割が276,800円以上300,800円未満である世帯		
			第14階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が300,800円以上322,000円未満である世帯	34,320円	21,680円	17,200円				第14階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が300,800円以上322,000円未満である世帯	34,320円	21,680円	17,200円
			第15階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が322,000円以上338,000円未満である世帯	35,680円	21,680円	17,200円				第15階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が322,000円以上338,000円未満である世帯	35,680円	21,680円	17,200円
			第16階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が338,000円以上354,000円未満である世帯	38,400円	22,560円	17,920円				第16階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が338,000円以上354,000円未満である世帯	38,400円	22,560円	17,920円
			第17階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が354,000円以上370,000円未満である世帯	39,920円	22,560円	17,920円				第17階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が354,000円以上370,000円未満である世帯	39,920円	22,560円	17,920円
			第18階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が370,000円以上440,200円未満である世帯	43,360円	22,560円	17,920円				第18階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が370,000円以上440,200円未満である世帯	43,360円	22,560円	17,920円
			第19階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が440,200円以上500,200円未満である世帯	48,800円	22,560円	17,920円				第19階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が440,200円以上500,200円未満である世帯	48,800円	22,560円	17,920円

新								旧							
			第20 階層	今年度分の区市町 村民税のうちの所 得割が500,200円以 上560,200円未満で ある世帯	53,520 円	22,560 円	17,920 円				第20 階層	今年度分の区市町 村民税のうちの所 得割が500,200円以 上560,200円未満で ある世帯	53,520 円	22,560 円	17,920 円
			第21 階層	今年度分の区市町 村民税のうちの所 得割が560,200円以 上665,000円未満で ある世帯	57,440 円	22,560 円	17,920 円				第21 階層	今年度分の区市町 村民税のうちの所 得割が560,200円以 上665,000円未満で ある世帯	57,440 円	22,560 円	17,920 円
			第22 階層	今年度分の区市町 村民税のうちの所 得割が665,000円以 上772,600円未満で ある世帯	59,440 円	24,640 円	19,920 円				第22 階層	今年度分の区市町 村民税のうちの所 得割が665,000円以 上772,600円未満で ある世帯	59,440 円	24,640 円	19,920 円
			第23 階層	今年度分の区市町 村民税のうちの所 得割が772,600円以 上887,500円未満で ある世帯	61,120 円	27,360 円	22,640 円				第23 階層	今年度分の区市町 村民税のうちの所 得割が772,600円以 上887,500円未満で ある世帯	61,120 円	27,360 円	22,640 円
			第24 階層	今年度分の区市町 村民税のうちの所 得割が887,500円以 上1,031,300円未満 である世帯	61,520 円	28,400 円	24,000 円				第24 階層	今年度分の区市町 村民税のうちの所 得割が887,500円以 上1,031,300円未満 である世帯	61,520 円	28,400 円	24,000 円
			第25 階層	今年度分の区市町 村民税のうちの所 得割が1,031,300円 以上である世帯	62,000 円	29,440 円	25,280 円				第25 階層	今年度分の区市町 村民税のうちの所 得割が1,031,300円 以上である世帯	62,000 円	29,440 円	25,280 円
(削除)								備考 1 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割の額をいう。							
(削除)															

新	旧												
<u>(削除)</u> <u>(削除)</u> 別表第4（第3条関係） <table> <tr> <th>区分</th><th>月額（児童1人につき）</th></tr> <tr> <td>小学校または義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童および第3条第2項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、<u>もしくは通所し、または事業所の訪問を受けている</u>児童のうち、最年長である児童の次に年長である児童</td><td>別表第1に定める額、別表第2に定める額（第3条第1項第2号イの区分に該当する場合にあっては、同号イに定める額とする。）または別表第3に定める額（同項第3号イの区分に該当する場合にあっては、同号イに定める額とする。）に100分の50を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>その他の児童</td><td>0円</td></tr> </table> <u>付 則</u> <u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u>	区分	月額（児童1人につき）	小学校または義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童および第3条第2項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、 <u>もしくは通所し、または事業所の訪問を受けている</u> 児童のうち、最年長である児童の次に年長である児童	別表第1に定める額、別表第2に定める額（第3条第1項第2号イの区分に該当する場合にあっては、同号イに定める額とする。）または別表第3に定める額（同項第3号イの区分に該当する場合にあっては、同号イに定める額とする。）に100分の50を乗じて得た額	その他の児童	0円	<u>なお、地方税法第323条に規定する区市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額または均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額または均等割の額とする。</u> <u>2 3歳未満児および3歳児として入所した児童については、当該年度中は、同一年齢とみなしてこの表を適用する。</u> <u>3 4月から8月までの月分の利用者負担額を決定する場合については、「今年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えてこの表を適用する。</u> 別表第4（第3条関係） <table> <tr> <th>区分</th><th>月額（児童1人につき）</th></tr> <tr> <td>小学校または義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童および第3条第2項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、<u>または通所している</u>児童のうち、最年長である児童の次に年長である児童</td><td>別表第1に定める額、別表第2に定める額（第3条第1項第2号イの区分に該当する場合にあっては、同号イに定める額とする。）または別表第3に定める額（同項第3号イの区分に該当する場合にあっては、同号イに定める額とする。）に100分の50を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>その他の児童</td><td>0円</td></tr> </table>	区分	月額（児童1人につき）	小学校または義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童および第3条第2項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、 <u>または通所している</u> 児童のうち、最年長である児童の次に年長である児童	別表第1に定める額、別表第2に定める額（第3条第1項第2号イの区分に該当する場合にあっては、同号イに定める額とする。）または別表第3に定める額（同項第3号イの区分に該当する場合にあっては、同号イに定める額とする。）に100分の50を乗じて得た額	その他の児童	0円
区分	月額（児童1人につき）												
小学校または義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童および第3条第2項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、 <u>もしくは通所し、または事業所の訪問を受けている</u> 児童のうち、最年長である児童の次に年長である児童	別表第1に定める額、別表第2に定める額（第3条第1項第2号イの区分に該当する場合にあっては、同号イに定める額とする。）または別表第3に定める額（同項第3号イの区分に該当する場合にあっては、同号イに定める額とする。）に100分の50を乗じて得た額												
その他の児童	0円												
区分	月額（児童1人につき）												
小学校または義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童および第3条第2項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、 <u>または通所している</u> 児童のうち、最年長である児童の次に年長である児童	別表第1に定める額、別表第2に定める額（第3条第1項第2号イの区分に該当する場合にあっては、同号イに定める額とする。）または別表第3に定める額（同項第3号イの区分に該当する場合にあっては、同号イに定める額とする。）に100分の50を乗じて得た額												
その他の児童	0円												

新旧対照表

○品川区立幼稚園条例

新	旧
(保育料) 第4条 保育料の額は、幼児1人につき、別表第2に定める額とする。 2 前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に、小学校もしくは義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童がいる場合または次の各号に掲げる施設もしくは事業所のいずれかに通園し、入所し、もしくは通所し、もしくは事業所の訪問を受けている児童が2人以上いる場合における児童のうち、最年長である児童（同一年齢の児童が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第3において同じ。）以外の幼児に係る保育料は、当該幼児1人につき、別表第3に定める額とする。 (1) 法第7条第4項の教育・保育施設 (2) 法第7条第5項の地域型保育事業を行う事業所 (3) 品川区立就学前乳幼児教育施設条例（平成15年品川区条例第35号）第3条第2号の幼児教育施設 (4) 学校教育法第76条第2項の特別支援学校の幼稚部 (5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項の児童発達支援もしくは同条第3項の医療型児童発達支援を行う施設、<u>同条第5項の居宅訪問型児童発達支援を行う事業所</u>または同法第43条の2の児童心理治療施設（当該施設に通所する場合に限る。） 3 前2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（別表第2の第1階層から第3階層までに属する世帯に限る。）に、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等（同一の特定被監護者等が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第4および別表第5において同じ。）以外の特定被監護者等（前項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、もしくは通所し、または事業所の訪問を受けている特定被監護者等に限る。）に係る保育料は、当該特定被監護者等1人につき、別表第4に定める額とする。	(保育料) 第4条 保育料の額は、幼児1人につき、別表第2に定める額とする。 2 前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に、小学校もしくは義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童がいる場合または次の各号に掲げる施設もしくは事業所のいずれかに通園し、入所し、もしくは通所し、<u>している</u>児童が2人以上いる場合における児童のうち、最年長である児童（同一年齢の児童が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第3において同じ。）以外の幼児に係る保育料は、当該幼児1人につき、別表第3に定める額とする。 (1) 法第7条第4項の教育・保育施設 (2) 法第7条第5項の地域型保育事業を行う事業所 (3) 品川区立就学前乳幼児教育施設条例（平成15年品川区条例第35号）第3条第2号の幼児教育施設 (4) 学校教育法第76条第2項の特別支援学校の幼稚部 (5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項の児童発達支援もしくは同条第3項の医療型児童発達支援を行う施設または同法第43条の2の児童心理治療施設（当該施設に通所する場合に限る。） 3 前2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（別表第2の第1階層から第3階層までに属する世帯に限る。）に、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等（同一の特定被監護者等が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第4および別表第5において同じ。）以外の特定被監護者等（前項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、<u>または通所している</u>特定被監護者等に限る。）に係る保育料は、当該特定被監護者等1人につき、別表第4に定める額とする。

新			旧		
4 前3項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（別表第2の第1階層から第3階層までに属する世帯に限る。）のうち、要保護者等（令第4条第4項に規定する要保護者等をいう。）がいる世帯で、当該要保護者等に係る特定被監護者等（第2項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、<u>もしくは通所し、または事業所の訪問を受けている</u>特定被監護者等に限る。）が、1人いる場合における特定被監護者等に係る保育料にあつては別表第2の第1階層から第3階層までに定める額に100分の50を乗じて得た額とし、2人以上いる場合における特定被監護者等に係る保育料にあつては当該特定被監護者等1人につき別表第5に定める額とする。			4 前3項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（別表第2の第1階層から第3階層までに属する世帯に限る。）のうち、要保護者等（令第4条第4項に規定する要保護者等をいう。）がいる世帯で、当該要保護者等に係る特定被監護者等（第2項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、<u>または通所している</u>特定被監護者等に限る。）が、1人いる場合における特定被監護者等に係る保育料にあつては別表第2の第1階層から第3階層までに定める額に100分の50を乗じて得た額とし、2人以上いる場合における特定被監護者等に係る保育料にあつては当該特定被監護者等1人につき別表第5に定める額とする。		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
各月初日に在籍する幼児の属する世帯の階層区分		月額（幼児1人につき）	各月初日に在籍する幼児の属する世帯の階層区分		月額（幼児1人につき）
階層区分	定義		階層区分	定義	
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円	第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円
第2階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税非課税世帯および今年度分の区市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯（所得割が非課税の世帯）	0円	第2階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税非課税世帯および今年度分の区市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯（所得割が非課税の世帯）	0円
第3階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が77,100円以下である世帯	3,000円	第3階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が77,100円以下である世帯	3,000円
第4階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が77,101円以上211,200円以下である世帯	8,400円	第4階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が77,101円以上211,200円以下である世帯	8,400円
第5階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が211,201円以上232,500円以下である世帯	11,200円	第5階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が211,201円以上232,500円以下である世帯	11,200円
第6階層	第1階層を除き今年度分の区市町村	14,200円	第6階層	第1階層を除き今年度分の区市町村	14,200円

新		旧	
る児童の次に年長である幼児			
その他の幼児	0 円	その他の幼児	0 円
別表第 4（第 4 条関係）		別表第 4（第 4 条関係）	
区分	月額（特定被監護者等 1 人につき）	区分	月額（特定被監護者等 1 人につき）
特定被監護者等が 2 人以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等の次に年長である特定被監護者等（第 4 条第 2 項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、もしくは通所し、または事業所の訪問を受けている特定被監護者等に限る。）	別表第 2 の第 1 階層から第 3 階層までに定める額に100分の50を乗じて得た額	特定被監護者等が 2 人以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等の次に年長である特定被監護者等（第 4 条第 2 項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、または通所している特定被監護者等に限る。）	別表第 2 の第 1 階層から第 3 階層までに定める額に100分の50を乗じて得た額
その他の特定被監護者等	0 円	その他の特定被監護者等	0 円
別表第 5（第 4 条関係）		別表第 5（第 4 条関係）	
区分	月額（特定被監護者等 1 人につき）	区分	月額（特定被監護者等 1 人につき）
特定被監護者等が 2 人以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等（第 4 条第 2 項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、もしくは通所し、または事業所の訪問を受けている特定被監護者等に限る。）	別表第 2 の第 1 階層から第 3 階層までに定める額に100分の50を乗じて得た額	特定被監護者等が 2 人以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等（第 4 条第 2 項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、または通所している特定被監護者等に限る。）	別表第 2 の第 1 階層から第 3 階層までに定める額に100分の50を乗じて得た額
その他の特定被監護者等	0 円	その他の特定被監護者等	0 円
付 則			
この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。			